

徳島県入札制度支援講習会 ～労働災害について～

徳島労働基準監督署
安全衛生課長 吉成俊輔

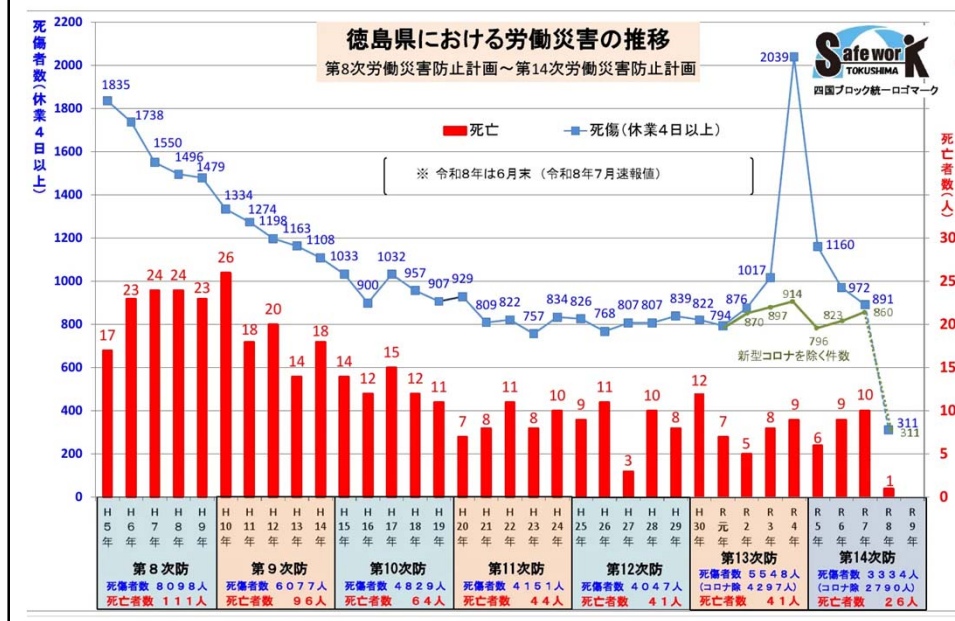
本日の内容

<労働災害について>

1. 徳島県内の労働災害の発生状況について
2. 墜落・転落等災害防止対策について
3. 移動式クレーンに係る使用の留意点について
4. 熱中症予防対策について
5. その他

1. 徳島県内の労働災害の発生状況について

令和8年徳島県内の労働災害発生状況（速報値）



令和8年徳島県内の建設業における労働
災害発生状況（速報値、新型コロナ除く）

		第13次防期間実績					第14次防推進計画					対前年同期比較		
		発生状況					発生状況							
		平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	前年 同期	令和 7年	対前年 同期比
建設業	土木工事業	36	50	63	49	43	38	41	53			21	14	-33.3%
	建築工事業	60	81	64	54	71	55	41	43			17	10	-41.2%
	その他の建設業	29	16	30	29	21	32	28	34			14	12	-14.3%
	計	125	147	157	132	135	125	110	130			52	36	-30.8%

徳島県内の死亡労働災害一覧
【令和8年 1名 / 1件】 令和8年6月末（令和8年7月速報値）

No.	発生月 時間	事故の型	起因物	業種 事業場規模	性別 年齢	職種等
①	5月 10時台	2メートル以上 からの墜落・転落	掘削用機械	建設業 1～9人	男 70歳代	土木従事者
	法面上から重機と共に転落した。					

(参考) 主な事故の型別の死傷者数・対前年の状況(人)

別紙2より抜粋

業 種	令和6年	令和7年	対前年比
転倒	236	221	△6.4%
墜落・転落	129	146	13.2%
動作の反動・無理な動作	121	124	2.5%
はさまれ・巻き込まれ	96	86	△10.4%

<全業種>

高さ2メートル未満: 118人
 高さ2メートル以上: 28人
 全体の約80%が2メートル未満の
 高さから墜落

<建設業>

高さ2メートル未満: 26人
 高さ2メートル以上: 20人
 2メートル未満が約57%

・はしごや脚立からの墜落が多い

令和8年7月31日現在の徳島署管内の状況

建設業での休業4日以上の災害: 19件

うち墜落・転落: 7件

・2メートル以上: 1件

・2メートル未満: 6件

→うち脚立2件、トラック荷台2件

うち挟まれ・巻き込まれ: 4件

→4件とも手指を負傷した

2.墜落・転落等災害防止対策について

トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和 6 年 2 月から、それ以外の規定は令和 5 年 10 月から施行されます。

1

昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

R5.10.1
施行

● 昇降設備について（安衛則第151条の67関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されます。

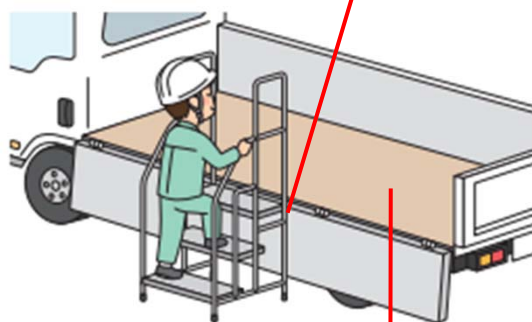
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

昇降設備の一例



設置箇所は「床面」と「荷台」との間が明記された。「床面」と「荷台上の荷の上面」は従前から設置義務対象。

昇降設備設置義務の範囲拡大
最大積載量5t以上→2t以上

可搬式の踏み台等の例

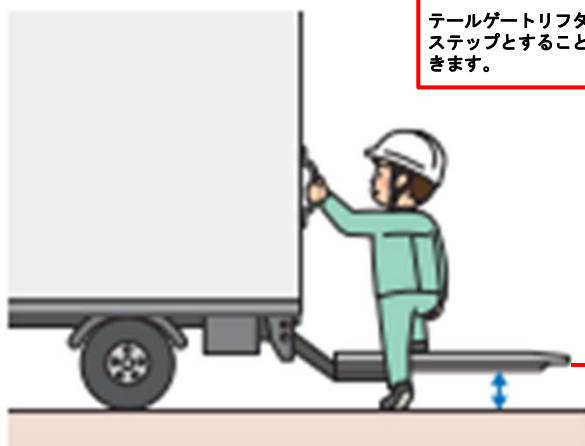
昇降設備の一例



「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。

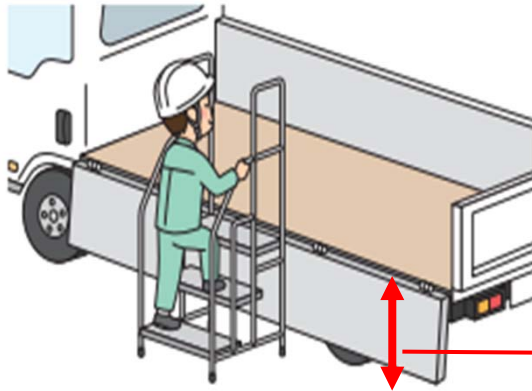
貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。

昇降設備の一例



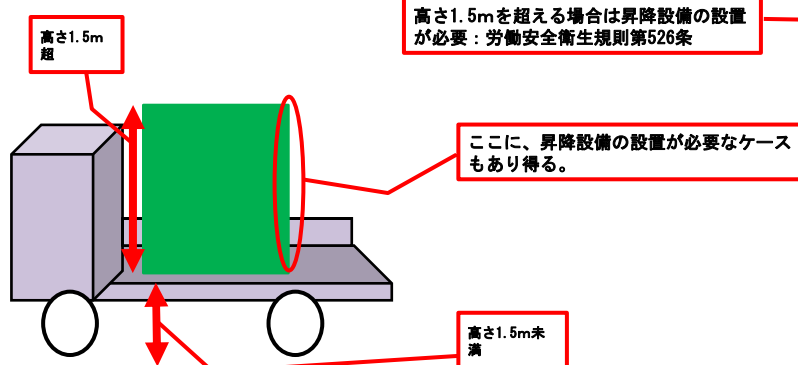
テールゲートリフターを中間位置で停止させて、ステップとすることで、昇降設備とすることもできます。

最大積載量2 t 未満の貨物自動車でも昇降設備の設置が義務付けられる場合があります。



高さ1.5mを超える場合は最大積載量に関わらず、昇降設備の設置が必要。
労働安全衛生規則第526条

最大積載量2 t 未満の貨物自動車でも
昇降設備の設置が義務付けられる場
合があります。



高さ1.5mを超える場合は昇降設備の設置
が必要：労働安全衛生規則第526条

ここに、昇降設備の設置が必要なケース
もあり得る。

高さ1.5m未
満

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への
特別教育が義務化されます

R6.2.1
施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作[※]の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

*「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチ操作のほか、**キャストーストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うことが含まれます**。荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務は、除外されています。

- 1.はしご上方を建物に固定する
- 2.他の労働者が、はしご下方を支えることも含まれる。

いわゆる「うま足場」は、この脚立の要件を充たしていないので、原則として昇降設備とは認められない。

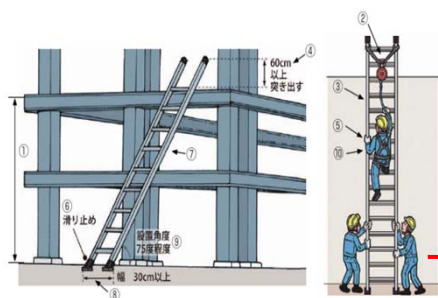
「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



転位防止措置として認められる。

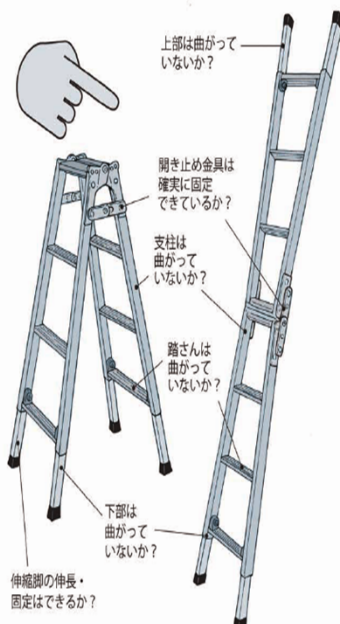
労働安全衛生規則第526条

守るべきこと

- ①高さ、深さ1.5 mを超える時は、安全な昇降設備を設けましょう。
- ②墜落の危険性があるときは、親綱とロープを使用しましょう。
- ③はしごは安定した場所で使用しましょう。
- ④はしごの上部は60cm以上突き出しましょう。
- ⑤はしご上で反動のかかる作業はしないでください。
- ⑥滑り止めゴム付のはしごを使用しましょう。
- ⑦踏みさんは、等間隔に設置しましょう。
- ⑧はしごの幅は30cm以上のものを使用しましょう。
- ⑨設置角度は75°程度にしましょう。

〔脚 立〕

各部を確認しよう
・ねじ、ピンの緩み、脱落
・部品の外れ
・支柱、踏みさん、部材の変形、損傷



「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

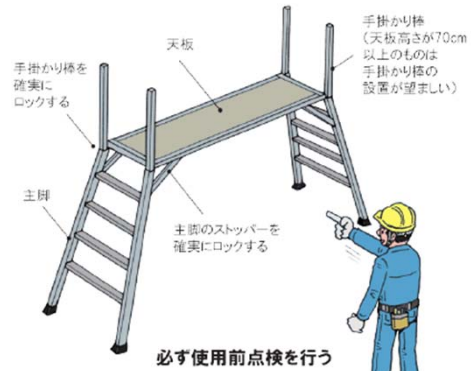
- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

脚立等使用時の注意点について

○天板に立たない、またがらない



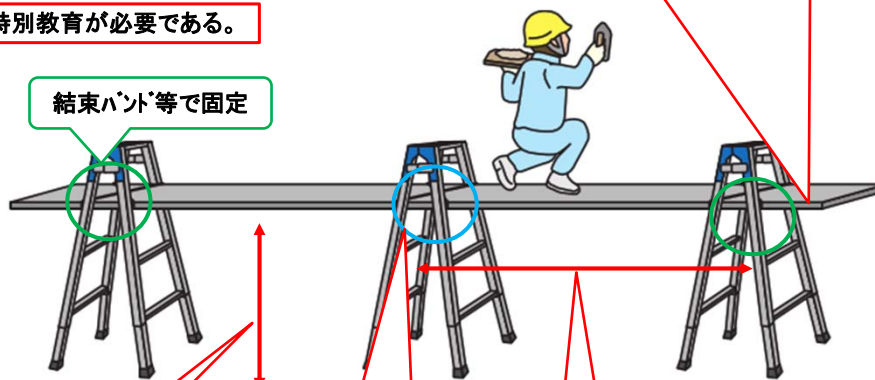
×天板に立つ、またぐ



〔脚立足場の例〕

特別教育が必要である。

足場板が幅20cm以上・厚さ3.5cm以上・長さ3.6m以上の場合
3点支持を行う、突出部は10cm以上かつ長さの18分の1以下



高さ2m未満

重ねる場合は20cm以上

1スパン1.8m
以下

三脚脚立について

災害発生状況

- 1 業 種 造園業
- 2 災害発生地 岐阜市内の小学校に面した道路
- 3 災害発生日 平成 28 年 9 月 21 日（水）
- 4 被 災 者 60 代の男性現場作業員、経験 10～20 年
- 5 傷 病 名 脳挫傷
- 6 状 況 被災者らは、小学校の敷地境界にある樹木の枝打ち作業を行っていた。被災者が道路側に出て校門付近のフェンス外側の枝打ちを、他の労働者が高所作業車を使用して校庭側の枝打ちをそれぞれ行っていた。
被災者が、校門から敷地外に出ていた高さ約 3.4m の枝を、フェンス外側の道路上に置かれたアルミ製の三脚脚立に登ってのこぎりで切っていたところ、バランスを崩し、道路上に仰向けに転落したものの。

所轄労働基準監督署において調査した結果、当該三脚脚立には労働安全衛生規則第 528 条第 3 号で規定している「脚と水平面との角度を確実に保つための金具等」が備えられておらず、代わりの金具等として鎖チェーンが備わっていたものの、脚が不意に閉じるのを防止できない機構となっていたことが判明しました。

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- ③ 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

違法な三脚脚立



チェーン



チェーンで脚が開かないように止めているものは、不意に脚が閉じ、脚立が倒れやすくなります。

安全な三脚脚立



三脚脚立について

平成30年1月以降、「後付け止め金具」等の名称で各メーカーから販売されています。

金属製のバー



脚が金属製のバーで固定され、脚が容易に開いたり、閉じたりしない構造となっています。既存で金属製のバーがないものは、メーカーオプションで取り付けすることができます。

3.移動式クレーンに係る使用の留意点について

車両積載型小型移動式クレーンの使用時の留意点

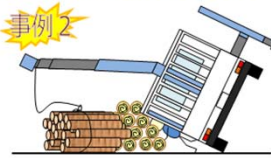
ステップ3：地盤を養生し、アウトリガーを最大に張り出しましょう。

事例1



仮設道路の陥凹部において、ボーリングマシンを車両積載型トラッククレーン（2.9 t 吊）により、クレーンの荷台につり込み作業中、谷側のアウトリガーの敷板が沈下し、谷側に傾いて当該クレーンが転落し、荷台上でつり荷を支えていた被災者と乗組員が斜面へ投げ出された。

事例2



木材を車両積載型トラッククレーン（2.93 t 吊）の荷台より降ろしていたところ、クレーン左側のアウトリガーが地面へ陥没しクレーンが傾斜し、横んであった木材とアウトリガーのフレーム部分の間に挟まれた。また、アウトリガーは片側最小張り出しの状態であった。

- 1. アウトリガーは最大に張り出す**
クレーンの定格総荷重は、アウトリガーの張り出し幅によって変化します。最小張り出しでは、最大張り出しの時に比べて大幅に低下しますので、アウトリガーは常に最大に張り出して作業することが重要です。やむを得ず最小張り出しまたは中間張り出しで作業する場合は、「空車時定格荷重表」の最小張り出しでの定格総荷重により作業しましょう。
- 2. アウトリガー張出幅が左右で異なるときは、最小張出の性能で作業する**
やむを得ず左右の張出幅が異なるアウトリガー設置状態にしたとき、必ず最小張出の性能で作業してください。アウトリガー張出幅の大きい側でつり上げ、張出幅の小さい側で不用意に旋回すると転倒するおそれがあります。張出幅の小さい側へ旋回するときは、つり荷の質量がアウトリガー最小張出の「空車時定格荷重」以下であることを確認した上で作業を行いましょう。
- 3. アウトリガーの設置地盤は養生する**
軟らかい地盤の上にアウトリガーを設置すると、ジャッキフットが地中に沈んで車体が傾き、非常に危険です。また、一見して堅そうな地盤でも、内部の状態によっては車体を支える力が不足する場合があります。特に、腐葉土、腐葉土、歩道等の敷石路面、埋め立て地等に対しては十分注意を払い、地盤の養生を行いましょう。
◀地盤の養生方法▶
①傾斜地及び凹凸のある場所では、クレーンを水平に設置できるように地盤を整地しましょう。（木材等を重ね合わせてアウトリガーを張出している側が認められますが、木材の破損や崩壊により転倒する危険性がありますのでご注意ください。）
②地盤にかかる力を分散させるため、地盤の状態に見合った大きな面積と十分な強度のある鉄板や木材を敷き、その中央にジャッキフットを設置しましょう。

敷板鉄板の隙間にアウトリガーが張り出されるケースが見られる。



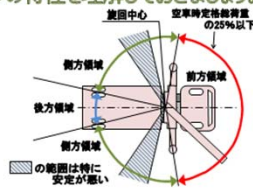
車両積載型小型移動式クレーンの使用時の留意点

ステップ4：車両積載型トラッククレーンの特性を理解しておきましょう。

旋回時には作業領域に注意しましょう。

車両積載型トラッククレーンの作業領域は右の図のようになります。旋回中心と転倒支点間距離が旋回方向により大きく異なるため、後方・側方・前方の作業領域で安全度に差が出ます。

後方領域は最も安定度が良く、安定度に随伴なくウインチ能力一杯にまで上げることが出来ますが、この状態で、側方領域へ旋回すると、安定度は下がっていき転倒する危険性は高くなります。なお、前方領域は安定度が随伴に悪いことから、前方でのより上げ作業は極力避けましょう。

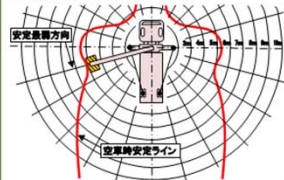


交通量の多い道路から進入する現場では、荷下ろしの位置を踏まえて、車両誘導することも重要です。敷地内で車両の転回が難しい場合も進入時の車両方向に留意して下さい。

車両積載型トラッククレーンは、つり上げ専用の移動式クレーンとは異なり、トラックに設置されたクレーンであり、荷物を運び、荷物を積み降ろす機能を備えていることにより、以下の二つの特性があります。

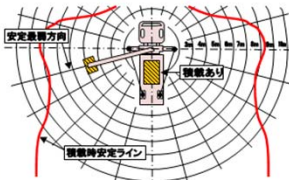
1. 旋回方向による安定度の変動

旋回中心と転倒支点間距離が旋回方向により大きく異なるため、後方・側方・前方の作業領域で安定度に差が出ます。(下図参照)



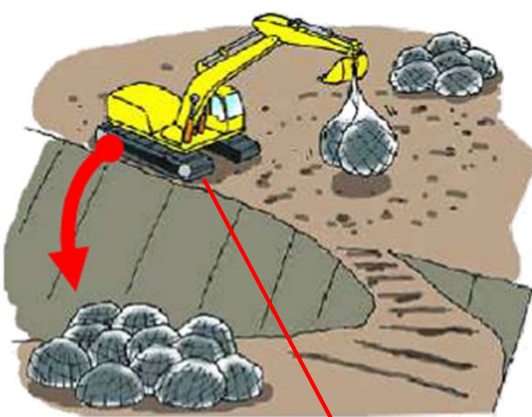
2. 荷物の積載による安定度の変動

同一旋回方向でも、荷物の積載の質量・位置により安定度に差が出ます。また、荷物の積み降ろしにより自重が変化し、安定度も変化します。(下図参照)



上図のように空車時においては安定度が大きく悪くなるため、積荷を降ろすときには特に注意が必要です！

車両系建設機械の用途外使用は原則として禁止です。



- ・ クレーン機能のある重機を使用して下さい。
- ・ 有資格者を配置して下さい。
特に移動式クレーンに係る資格を有していない事例が見られます。
- ・ クレーンモードへの切替方法を運転者が知らないということもあります。

車両系建設機械の用途外使用は原則として禁止です。

3 クレーンモードとショベルモードの違い

クレーンモードへの切換えを行うとショベルモードと比べて、主に以下の違いがあります。

- エンジンの回転数に制限がかかります。
- 旋回速度がショベルモードの2分の1から3分の1に制限されます。
- 移動式クレーンに必要な安全装置が有効になります。

旋回速度が速すぎると、旋回時につり荷に遠心力が働き、作業半径が伸びてオーバーロードになることがあるので注意が必要です。

つり荷の質量と作業半径が同じであれば、つり荷に働く遠心力は旋回速度の2乗に比例して大きくなります。つまり、旋回速度が2倍になれば遠心力は4倍になります。

クレーン機能を備えたドラグショベルによるクレーン作業は、クレーンモードに切り替えましょう。

労働安全衛生法第20条第1項（労働安全衛生規則第164条）

- 1 事業者は、車両系建設機械をパワーショベルによる荷のつり上げ、クラムシェルによる労働者の昇降等当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に使用してはならない。
- 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合は適用しない。
 - 一 荷のつり上げ作業を行う場合であって、次のいずれにも該当するとき。
 - イ 作業の性質上やむを得ないとき又は安全な作業の遂行上必要なとき。（以下、略）

・『作業の性質上やむを得ないとき』とは

移動式クレーン※を使用できるにもかかわらず、クレーン機能の無いドラグショベルでの荷のつり上げ作業を行うことは、「作業の性質上やむを得ないとき」には該当しないこと。

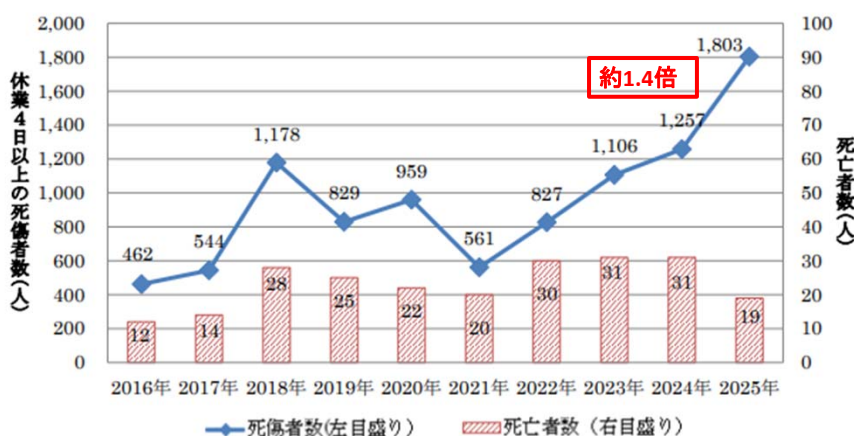
※…クレーンモード時のクレーン機能を備えたドラグショベルを含む。

4. 熱中症予防対策について

2025年（令和7年）職場における熱中症による死傷災害の発生状況（確定値）

出典：労働者死傷病報告

職場における熱中症による死傷者数の推移



※ 各年の確定値は、1月1日～12月31日までの間に発生した熱中症に係る労働災害で、翌年概ね4月7日までに労働者死傷病報告が提出されたものを集計したもの。

徳島県内の職場における熱中症発生状況（令和3～7年）

〔労災給付統計(不労災害含む)による〕

表1 月別発生状況

(人)

発生年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
年間発生数	31	51	34	95	104
発生月					
5月以前	1	2	1	1	2
6月	3	10	1	12	20
7月	12	25	17※2	41	36※3
8月	15	11	10	33	33
9月	0	2	2	7	12
10月以降	0	1	3	1	1
7、8月の合計数 (全期間に占める割合)	27 (87.1%)	36 (70.6%)	27 (79.4%)	74 (77.9%)	69 (66.3%)

〔※2…建設業で死亡1人、※3…運輸業で死亡1人〕

直近の5年間は、令和7年が104人と最も多く、例年、7月と8月の2か月間に集中しています。また、令和6年から6月の暑熱順化（体が暑さに徐々に慣れていくこと。）が進んでいない時期にも発生が多くなってきています。

表2 業種別発生状況

(人)

業種 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	合計
製造業	8	7	4	14	27	60
建設業	14	13	17 ^{※4}	22	19	85
運輸業	1	4	2	12	12 ^{※4}	31
農業	2	0	0	2	0	4
林業	1	1	0	2	4	8
商業	2	6	2	4	11	25
清掃・と畜業	0	3	2	7	0	12
警備業	0	2	2	5	12	21
その他	3	15	5	27	19	69
合計	31	51	34	95	104	315

〔※4…うち死亡1人〕

業種別に過去5年間の発生状況をみると、建設業（85人：27.0%）が最も多くを占めており、次いで製造業（60人：19.0%）、運輸業（31人：9.8%）の順となっています。

表3 発生時間帯別の発生状況

45% (人)

時間帯 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	合計
9時台以前	5	5	8	8	13	39
10時台	1	4	5	10	15	35
11時台	6	6	3	9	19	43
12時台	5	3	3	12	7	30
13時台	3	3	1	6	10	23
14時台	4	6	4	19	14	47
15時台	2	8	5	16	11	42
16時台	3	7	1	8	7	26
17時台	2	3	3	5	4	17
18時台以降	0	6	1	2	4	13
合計	31	51	34	95	104	315

発生時間帯では14時台が最も多く、続いて11時台、15時台の順に発生していますが、これら以外の時間帯でも発生しています。

令和7年には、午前中の時間帯に多く発生しており、夏場においては午前中から既に30℃以上の真夏日となる場合もあるため、日中の気温が上昇し始める前の早い段階から特段の注意と防止対策が必要となります。就寝中も汗をかき体内の水分は失われることから、起床したら水分を摂るとともに、朝食もしっかり摂ることが肝要です。

表4 年代別の発生状況

(人)

歳台 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	合計
10代	2	1	2	2	7	14
20代	7	17	6	19	28	77
30代	4	11	4	16	13	48
40代	7	9	5	21	19	61
50代	5	10	10	19	15	59
60代以降	6	3	7	18	22	56
合計	31	51	34	95	104	315

2. 暑熱順化（暑さに慣れる）



暑さに慣れるまでは、十分に休憩をとる
2週間ほどかけて、徐々に身体を慣らす

- 熱中症は、気温が高くない時期でも発生
- 暑さに慣れると、早く汗が出るようになり、体温の上昇を食い止められる
- 暑くなる前に身体を熱中症対応モードにして、暑さに強い身体を作る

特に気をつける必要がある人

 **入職したての人**



作業初日は
身体への負担が大きい

 **長期休暇あけの人**

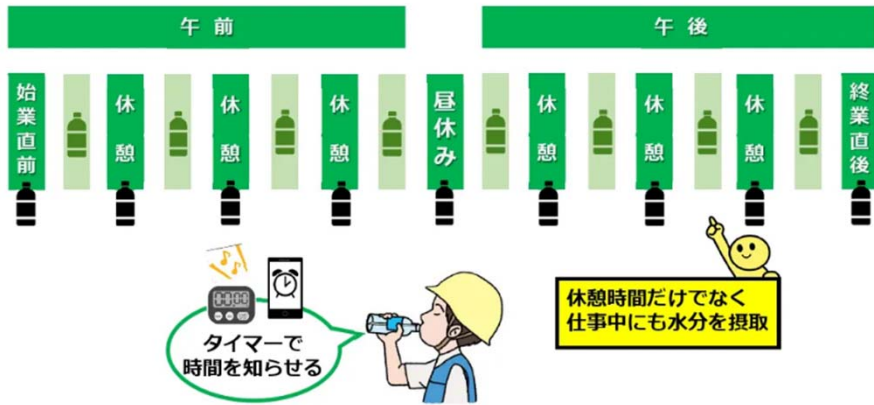


数日間でも
暑い作業から離れると
慣れの効果はなくなる

引用：厚生労働省労働基準局「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」

➡ 水分補給のタイミング

一般的な建設作業現場の休憩サイクルと水分補給例



水分補給も、大切な仕事！

引用：厚生労働省労働基準局「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」

➡ 水分補給の注意点

⚠ 塩分を同時に補給する



スポーツ飲料、経口補水液を30分ごとに
コップ1杯（200ml）程度飲む

次頁参照 ➡

引用：厚生労働省労働基準局「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」

皮膚をつまみ上げて「脱水状態」チェック

手の甲の皮膚をつまみ上げて放し
もとに戻るのに2秒以上かかれば「脱水」の疑いあり



高齢者で確認しやすい

引用:厚生労働省労働基準局「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」

熱中症予防対策について



WBGT指数計の使用例

WBGTの計測はJIS規格を充たした
機器を使用して測定して下さい。

特に、
◆暑い日・時間帯の作業開始時
◆特殊な作業服を着用する時
◆身体作業強度が高い時
◆移動を伴う作業等で環境が変化する時
などは、WBGT値をこまめに実測し、
WBGT基準値と比較した上で対策
を検討する必要があります。

引用:厚生労働省労働基準局「WBGT値を把握して熱中症を予防しましょう！」(リーフレット)

実際のWBGT値は...

●危険	31℃以上
●厳重警戒	28～31℃以下
●警戒	25～28℃未満
●注意	25℃未満

		相対湿度(%)																		
		20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100		
気温(℃)(乾球温度)	38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42		
	37	27	28	29	29	30	31	32	33	35	35	35	36	37	38	39	40	41		
	36	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	34	35	36	37	38	39	39		
	35	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	38		
	34	25	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37		
	33	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	32	32	33	34	35	35	36		
	32	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	31	32	33	34	34	35		
	31	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	30	30	31	32	33	33	34		
	30	21	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	29	30	31	32	32	33		
	29	21	21	22	23	24	24	25	26	26	27	28	29	29	30	31	31	32		
	28	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31		

引用:厚生労働省労働基準局「職場における熱中症予防対策マニュアル」令和3年4月版p.73を一部抜粋・加工

今回の労働安全衛生規則の改正について

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の

「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者¹に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業²者」や「熱中症のおそれがある作業²者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業²者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業²者を積極的に把握するように努めましょう。

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

2

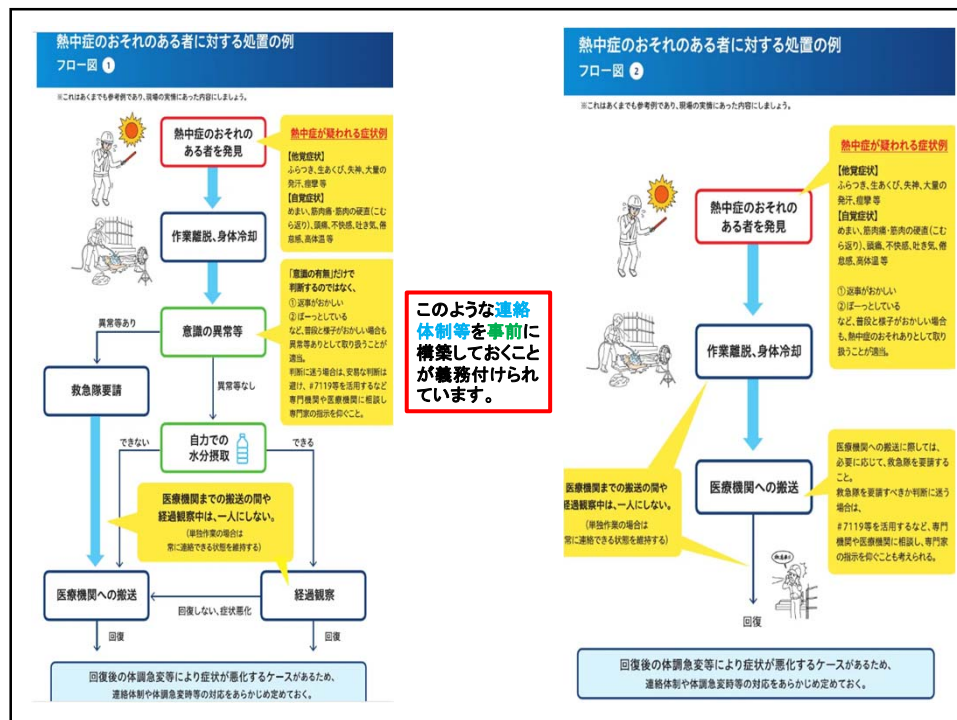
熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。



手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名: 本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は〇℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良が発生した場合は、
フロア固に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようお願いいたします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】

5. その他

時間外労働の上限規制



法律で定められた労働時間の限度

1日 8時間 及び 1週 40時間

法律で定められた休日
**毎週少なくとも1回 又は
4週4回以上**

これを超えるには、
36協定の締結・届出が必要です。

上限規制のイメージ

法律による上限（原則）

限度時間

- ☑ 月45時間
- ☑ 年360時間

法定労働時間

- ☑ 1日 8時間
- ☑ 1週 40時間

1年間 = 12か月

法律による上限
（特別条項/年6回まで）

- ☑ 年720時間
 - ☑ 複数月平均80時間※
 - ☑ 月100時間未満※
- ※休日労働を含む。

建設業の36協定の様式はこちら→



47

建設業の時間外労働の上限規制 （災害対応のための例外）

	労働基準法第139条第1項	労働基準法第33条第1項
対象	災害における復旧及び復興の事業	災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合
手続き	専用の様式であらかじめ36協定を届出（様式第9号の3の2又は様式第9号の3の3）	事前の許可又は事後の届出（様式第6号）
効果	36協定で定める範囲内で時間外・休日労働を行わせることができる	36協定で定める限度と別に時間外・休日労働を行わせることができる
上限規制の取り扱い	適用なし：月100時間未満、複数月平均80時間以内 適用あり：年720時間、月45時間超は年6か月まで	適用なし

上限規制の例外規定の適用対象となる事業等の考え方

災害における復旧および復興の事業

工事名称にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧および復興の事業が対象となります。例えば、都道府県等との災害協定に基づく災害の復旧の事業や、維持管理契約内での発注者の指示により対応する災害の復旧の事業などが該当します。差し迫った災害に備えて行う場合には、凍結防止剤の散布などの対応も該当します。

災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合

業務運営上通常予見できない災害等が発生し、36協定で協定された限度時間を超えて労働させる臨時の必要があるなどの場合に対象となります。例えば、地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災などが発生し、**人命や公益を保護するために**、時間外・休日労働を行う臨時の必要がある場合は対象となります。単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は対象となりません。

48